

賛助会員制度の新設について

令和元年 7 月

1 賛助会員制度の目的

広島県集落法人連絡協議会（以下、連絡協議会）は、地域農業の振興と農地の保全、集落機能の維持・発展に向けて牽引的役割を果たしている県内の集落法人の連携強化を図り、経営安定と発展に向けた様々な活動を行うことを目的に平成14年3月に発足し、以降、会員各位のご理解、ご協力のもと目標達成に向けた活動を展開してきております。

集落法人を取り巻く情勢も大きく変化していく中で、構成法人においても新たな技術や経営手法等を取り入れながら、時代の変化に対応できる経営を目指すことが求められており、協議会活動においてもより効率的な運営体制を整えていく必要があります。

この度、協議会の設立目的に賛同いただき、また、協議会運営にご助力いただける個人・企業等を賛助会員とする。

2 賛助会員制度の概要

- ① 賛助会員の募集は、郵送等で行い、書面を持って入会・退会を行う。
- ② 賛助会員は、入会時一口5万円／年会費を納入する。
(年度途中加入も、一口5万円／年会費を納入する。また、途中退会しても返還しない。)
- ③ 賛助会員加入者を、事前に役員会に諮る。

3 賛助会員の特典

- ① 総会への出席と協議事項・情報提供等できる。(支部活動は除く。)
- ② 県協議会が主催・共催する研修会・シンポジウムへ出席できる。
- ③ ホームページに掲載する情報提供ができる。